

マイナンバーカードと運転免許証の一体化について



令和7年3月24日(月)

広
報
め
い
わ

館林警察署
75-0110
明和駐在所
84-2200

マイナンバーカードと運転免許証の一体化が可能となり、更新時等に申請者の希望により、

- ① マイナンバーカードに免許情報を記録する「マイナ免許証」を持つこと
- ② 従来の運転免許証とマイナ免許証の両方を持つこと
- ③ 従来の運転免許証のみを持つこと

の3パターンから選べるようになります。
(マイナ免許証の申請手続は、総合交通センターのみ)

併せて、住所変更等のワンストップサービスやオンライン講習も始まるほか、更新等の各種手数料も改正されます。

詳しくは警察本部ホームページをご覧ください。県警ホームページは、こちらから



自転車の安全利用の促進について

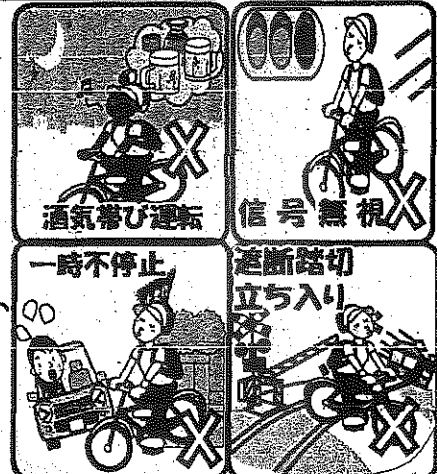
自転車利用者は、車道通行が原則です。
車道を通行する場合は、左側を通行するほか、信号を守り、一時停止交差点では必ず一時停止して安全を確認するなど、交通ルールを守りましょう。

自転車が通行できる歩道でも、歩行者優先です。歩行者の通行を妨げないように一時停止するなどして道を譲りましょう。

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。大切な命を守るため、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

また、自転車が交通事故の加害者となり、高額な損害賠償を求められるケースもあります。

万が一に備えて損害賠償責任保険等に加入しましょう。



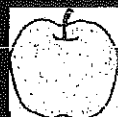
1月発生

刑法犯
交通事故

窃盗	8件
その他	2件
人身	4件
物件	19件



明和町



自転車運転者

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は、講習制度の対象となります。

※受講命令違反 5万円以下の罰金
【危険行為】 酒気帯び運転、運転中
のながらスマホ、信号無視、指定場所
一時不停止など